

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成26年2月13日
【四半期会計期間】	第15期第2四半期（自平成25年10月1日至平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社キャンバス
【英訳名】	CanBas Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河邊 拓己
【本店の所在の場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【最寄りの連絡場所】	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号
【電話番号】	055-954-3666
【事務連絡者氏名】	取締役最高財務責任者 兼 管理部長 加登住 眞
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第14期 第2四半期累計期間	第15期 第2四半期累計期間	第14期
会計期間	自平成24年7月1日 至平成24年12月31日	自平成25年7月1日 至平成25年12月31日	自平成24年7月1日 至平成25年6月30日
事業収益(千円)	-	-	-
経常損失(千円)	382,616	156,929	641,857
四半期(当期)純損失(千円)	383,241	157,554	643,107
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-
資本金(千円)	3,126,246	3,335,891	3,301,598
発行済株式総数(千株)	2,983	3,736	3,671
純資産額(千円)	545,608	553,096	634,943
総資産額(千円)	626,344	615,029	687,072
1株当たり四半期(当期)純損失金額(円)	130.51	42.79	198.81
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	83.8	85.7	89.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	472,321	113,487	780,401
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	152	1,651	459
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	31,618	109,644	377,189
現金及び現金同等物の四半期末(期末) 残高(千円)	416,976	463,319	463,109

回次	第14期 第2四半期会計期間	第15期 第2四半期会計期間
会計期間	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年10月1日 至平成25年12月31日
1株当たり四半期純損失金額(円)	55.66	19.48

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載していません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載していません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載していません。

2【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等、当第2四半期累計期間において前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更があった事項は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等について

当社が手がける創薬事業は、医薬品として承認された製品の売上による事業収益の計上までに多額の資金と長い時間を要する等の特色があります。当社は創業以来現時点まで製品の売上による事業収益を計上しておらず、また、現時点において、医薬品として承認された製品、承認が確実となっている開発品のいずれも有しておりません。現在開発を進めている医薬品候補化合物は、CBP501については臨床第2相試験、CBS9106については前臨床試験の段階にあります。これらの候補化合物の開発が今後順調に進捗し医薬品として承認され事業収益に寄与する保証はなく、また、順調に進捗した場合にはさらに多額の資金を投入して開発を進める必要があり、この資金の源泉となる製薬企業等との提携等が必要となるところ、当社は現時点において製薬企業等との提携関係を有しておりません。この状況により当社には、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、当該状況を解消するための対応策については、「3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (9) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策について」に記載しております。

(2) 潜在株式の行使による当社株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、監査役、従業員及び社外協力者等の業績向上に対する意欲や士気を高め、また優秀な人材を確保する観点から、ストック・オプション制度を導入しており、旧商法第280条ノ20、旧商法第280条ノ21及び旧商法第280条ノ27の規定、並びに、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、株主総会の決議において承認を受け、新株予約権を取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して付与しております。

また、当社は、平成25年12月2日に、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社を割当先とする第三者割当てによる新株予約権付社債及び新株予約権を発行しております。

当第2四半期会計期間末現在における当社の発行済株式総数は3,736,500株ですが、これに対して、当該新株予約権が将来行使された場合の新株（以下「潜在株式」といいます）発行予定株数の合計は1,145,600株と発行済株式総数の30.7%であり、当該新株予約権が行使された場合には1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

さらに、今後についても、ストック・オプション制度の活用及び新規資金調達の実施により新たな新株予約権を発行する可能性があり、これらの新株予約権が行使された場合にも1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

また、新株予約権の行使により取得した株式が市場で売却された場合は、需給バランスに変動を生じ、適正な株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、単一セグメント（「医薬品」）により構成されているため、セグメントごとの記載はしていません。

(1) 業績の状況

世界の医薬品市場は、先進国を中心とする医療費抑制策や新薬承認審査の厳格化などにより、厳しい市場環境が続いております。一方で、当社が研究開発に取り組んでいる癌領域については、臨床上の治療満足度が未だ低くアンメットニーズが大きいため、世界の製薬企業が画期的新薬の開発を目指して研究開発を強化しております。

このような状況のもと、当社は、細胞周期におけるG2チェックポイントの阻害に着目した抗癌剤の基礎研究及び臨床開発に取り組ましました。

当社の開発パイプライン中で最も先行している化合物CBP501については、海外で実施していたCBP501・シスプラチン・ペメトレキセドの3剤併用による悪性胸膜中皮腫を対象とする臨床第2相試験を前年度に終えており、さらに、当第2四半期累計期間において、同じ3剤併用による非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験も完了いたしました。また、2つ目の候補化合物CBS9106については、臨床試験開始に必要な前臨床試験を完了した段階にあります。

さらに当社は、これらの2つの候補化合物の開発を推進すると共に、新規候補化合物の創出・開発パイプラインの拡充に向けて、当社独自の薬剤スクリーニング法による探索研究を実施しております。

以上の結果、当第2四半期累計期間の研究開発費については、CBP501臨床試験費用等が減少し、前年同四半期比217,690千円減少の67,101千円となりました。販売費及び一般管理費は、前年同四半期比1,180千円減少の96,847千円となりました。研究開発費と合わせた事業費用は、前年同四半期比218,871千円減少の163,948千円となりました。

この結果、営業損失は前年同四半期比218,871千円損失減の163,948千円、経常損失は前年同四半期比225,686千円損失減の156,929千円、四半期純損失は前年同四半期比225,686千円損失減の157,554千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況は、以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、研究開発費の支出等により、113,487千円の減少（前年同四半期は472,321千円の減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、1,651千円の減少（前年同四半期は152千円の増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、転換社債型新株予約権付社債の発行及び新株予約権の行使に伴い、109,644千円の増加（前年同四半期は31,618千円の増加）となりました。

これらに加え、外貨建預金について現金及び現金同等物に係る換算差額5,703千円を計上した結果、当第2四半期会計期間末の現金及び現金同等物は、前事業年度末と比べ209千円増加し、463,319千円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(4) 研究開発活動

当社は、正常細胞に影響の少ない抗癌剤が創出され得る有力な候補と考えられるG2チェックポイント阻害の作用メカニズムに着目し、抗癌剤の研究開発活動を行っております。

当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

当第2四半期累計期間における研究開発費は、CBP501の臨床試験費用等が減少し、前年同四半期比217,690千円減少の67,101千円となりました。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社は、研究開発型ベンチャーであり、将来は当社開発の抗癌剤の上市後において製品売上高の計上により利益を確保する計画ですが、それまでの先行投資期間においては抗癌剤の研究開発費負担等から損失を計上する予定です。なお、先行投資期間においては、主に提携製薬会社からの収入が損益改善に寄与する可能性があります。

CBP501及びCBS9106については、現在アライアンス活動を積極的に進めております。その結果として新規提携パートナーが確保された場合には、契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の収入を受取る可能性があり、当面は開発の進捗状況及び当該アライアンス活動の状況が当社の損益に大きな影響を与えます。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、CBP501及びCBS9106等の医薬品候補化合物の開発を進めて承認を取得し、当社が開発した抗癌剤の製品売上高計上により利益を確保する計画ですが、その実現に向けて開発資金の確保や開発体制の強化のために製薬企業との戦略提携の実現を目指しています。

CBP501に関しては現在、悪性胸膜中皮腫及び非小細胞肺癌を対象とする臨床第2相試験を終えた段階にあります。当社は、今後、これらの疾患を対象とする臨床第3相試験へ移行する場合等を考慮し、新規提携パートナーの確保に向けたアライアンス活動を積極的に展開しております。

また、臨床試験開始に必要な前臨床試験を完了しているCBS9106に関しても、アライアンス活動を行っております。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社は、研究開発型ベンチャーであり、将来は当社開発の抗癌剤の上市後に製品販売による収入を計上する計画ですが、それまでの先行投資期間においては研究開発費の支出等から営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスを計上する計画です。

先行投資期間における営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスについては、現在進めているアライアンス活動で獲得する新規提携パートナーからの契約一時金やマイルストーン、受取研究開発費等の形で営業活動によるキャッシュ・フローの確保に努めるほか、必要に応じて適切な時期に資金調達等を実施し、財務活動によるキャッシュ・フローのプラスにより補填する方針です。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社の経営陣は、当社が行っている事業の環境について、入手可能な情報と経験に基づいた仮定により、経営判断を行っております。医薬品市場においては、これまで医薬品市場の成長を牽引してきた日米欧三極の各国において医療費抑制策が強化されており、新興国市場の拡大や後発品の普及等、今後は医薬品市場にも変化が生じることが予想されております。こうした中で、臨床上の治療満足度の低い癌領域は、新薬開発のターゲットとして有望な領域の一つとして考えられており、世界の製薬会社やバイオベンチャーが研究開発力の強化に取り組んでいます。当社は、これまでに蓄積してきたG2チェックポイント領域の研究成果を生かし、世界の癌領域の市場のニーズに合致した抗癌剤を開発することを目指しております。

(9) 継続企業の前提に関する重要事象等を改善するための対応策について

当社は、「1 事業等のリスク」に記載した、継続企業の前提に関する重要事象等の存在する当該状況を解消すべく、CBP501臨床第2相試験の結果を踏まえた戦略提携の成立を最重要課題として収益の獲得に努めます。あわせてCBS9106に関してもアライアンス活動を進めてまいります。

また、将来見込まれるCBP501臨床第3相試験にかかる準備的支出を抑制して当面の現金費消を低減するほか、その他の定常的な経費につきましても削減努力を継続してまいります。さらに、「(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析」に記載のとおり、必要に応じて資金調達等を実施することも検討してまいります。

これらの対応策の実施に加え、財務面では、悪性胸膜中皮腫と非小細胞肺癌を対象にした2本のCBP501臨床第2相試験が完了したことから研究開発費が減少し、現在の事業見通しにおいて本書提出日から約1年を上回る期間の支出予定に相当する463,319千円を当第2四半期会計期間末の現預金として有しているため、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しており、四半期財務諸表の注記には記載しておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	3,736,500	3,736,500	東京証券取引所 マザーズ市場	(注)1, 2
計	3,736,500	3,736,500	-	-

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
2. 1単元の株式数は100株であります。
3. 「提出日現在発行数」欄には、平成26年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月14日
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,047
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月2日 至 平成27年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,047 資本組入額 523.5
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使により、行使に係る本新株予約権の新株予約権者が保有することとなる当社株式数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数(3,671,500株)の10%(367,150株)を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使はできない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p>

	<p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権にかかる行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件</p> <p>本新株予約権の条件に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--	--

(注) 1. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1) 株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。

2. 当社は、下記の ~ に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合

普通株式について株式の分割をする場合

時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとする。）

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{行使価額} \\
 \times \\
 \text{調整前} \\
 \text{行使価額} \\
 = \\
 \times \\
 \frac{\text{既発行} \\
 \text{株式数} \\
 + \\
 \frac{\text{交付} \\
 \text{株式数} \\
 \times \\
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}}{\text{1株当たりの時価}} \\
 \text{既発行株式数} + \text{交付株式数}
 \end{array}$$

当社は、 ~ に掲げる事由以外にも、次に掲げる場合には、必要な行使価額の調整を行う。

- ・ 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とする場合
- ・ その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とする場合
- ・ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合

第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年11月14日
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,047
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月2日 至 平成27年12月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,047 資本組入額 523.5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	-
代用払込みに関する事項	本新株予約権1個の行使に際し、当該新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が組織再編行為を行う場合は、承継会社等をして、組織再編の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、乃至その内容のもの(以下、「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債にかかる債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の新株予約権所持人となるものとする。</p> <p>交付される承継会社等の新株予約権の数 当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類 承継会社等の普通株式とする。</p> <p>承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、以下に従う。</p> <p>(イ) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付される場合は、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。</p>

	<p>(ロ) その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法</p> <p>承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。</p> <p>承継会社等の新株予約権を行使することができる期間</p> <p>当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使の条件</p> <p>各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> <p>承継会社等の新株予約権の取得条項</p> <p>定めない。</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>その他</p> <p>承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。</p>
--	--

- (注) 1. 新株予約権の目的となる普通株式の内容は「(1)株式の総数等 発行済株式」の内容と同一であります。
2. 当社は、下記の ~ に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって新株予約権の行使価額(以下「転換価額」)を調整する。
- 時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合
- 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合
- 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{転換価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{交付} \\
 \text{株式数}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{1株当たりの時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{交付株式数}
 \end{array}
 }$$

当社は、～ に掲げる事由以外にも、次に掲げる場合には、必要な行使価額の調整を行う。

- ・株式の併合、合併、会社分割、株式移転又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ・その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ・転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日 (注)	65,000	3,736,500	34,027	3,335,891	34,027	3,322,741

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6)【大株主の状況】

平成25年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	301,300	8.06
大村明	静岡市葵区	136,600	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	108,600	2.90
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12	84,000	2.24
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウンツ イー アイエルエム (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ U.K. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	71,418	1.91
マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社	東京都港区赤坂2-17-22	65,100	1.74
武田薬品工業株式会社	大阪市中央区道修町4-1-1	64,500	1.72
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	50,700	1.35
菅沼正司	愛知県豊田市	50,000	1.33
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	46,600	1.24
計	-	978,818	26.19

(注) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社(平成25年12月19日付(報告義務発生日平成25年12月13日))及び日興アセットマネジメント株式会社(平成26年1月9日付(報告義務発生日平成25年12月31日))の変更報告書の写しの送付があり、それぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2-7-3	265,400	7.23%
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9-7-1	201,000	5.47%

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,734,400	37,344	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,800	-	-
発行済株式総数	3,736,500	-	-
総株主の議決権	-	37,344	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社キャンパス	静岡県沼津市大手町2丁目2番1号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年6月30日)	当第2四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	463,109	463,319
前渡金	70,350	80,325
その他	14,563	9,160
流動資産合計	548,023	552,804
固定資産		
有形固定資産	44,561	38,317
無形固定資産	690	1,514
投資その他の資産	93,796	22,392
固定資産合計	139,048	62,224
資産合計	687,072	615,029
負債の部		
流動負債		
未払金	41,587	16,162
未払法人税等	8,570	7,565
その他	1,970	1,560
流動負債合計	52,128	25,288
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	-	36,645
固定負債合計	-	36,645
負債合計	52,128	61,933
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,301,598	3,335,891
資本剰余金	3,288,448	3,322,741
利益剰余金	5,973,972	6,131,526
自己株式	215	215
株主資本合計	615,859	526,890
新株予約権	19,084	26,205
純資産合計	634,943	553,096
負債純資産合計	687,072	615,029

(2) 【四半期損益計算書】
【第 2 四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年12月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成25年 7 月 1 日 至 平成25年12月31日)
事業収益	-	-
事業費用		
研究開発費	¹ 284,791	¹ 67,101
販売費及び一般管理費	² 98,028	² 96,847
事業費用合計	382,820	163,948
営業損失()	382,820	163,948
営業外収益		
受取利息	81	50
為替差益	613	7,489
その他	119	112
営業外収益合計	813	7,652
営業外費用		
支払利息	-	87
株式交付費	609	60
社債発行費	-	486
営業外費用合計	609	633
経常損失()	382,616	156,929
税引前四半期純損失()	382,616	156,929
法人税、住民税及び事業税	625	625
法人税等合計	625	625
四半期純損失()	383,241	157,554

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失()	382,616	156,929
減価償却費	11,018	7,415
受取利息	81	50
為替差損益(は益)	979	5,703
その他	98,493	42,980
小計	471,152	112,287
利息の受取額	81	50
法人税等の支払額	1,250	1,250
営業活動によるキャッシュ・フロー	472,321	113,487
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	-	630
無形固定資産の取得による支出	-	1,127
敷金の回収による収入	152	106
投資活動によるキャッシュ・フロー	152	1,651
財務活動によるキャッシュ・フロー		
社債の発行による収入	-	104,213
株式の発行による収入	30,213	471
新株予約権の発行による収入	1,405	4,960
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,618	109,644
現金及び現金同等物に係る換算差額	979	5,703
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	439,571	209
現金及び現金同等物の期首残高	856,548	463,109
現金及び現金同等物の四半期末残高	¹ 416,976	¹ 463,319

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1. 研究開発費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
給与手当	32,144千円	25,441千円

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
役員報酬	30,566千円	30,304千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	416,976千円	463,319千円
預入期間が3か月を超える定期預金	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	416,976千円	463,319千円

2. 重要な非資金取引の内容

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
新株予約権の行使による 資本金増加額	- 千円	34,027千円
新株予約権の行使による 資本準備金増加額	- 千円	34,027千円
新株予約権の行使による 新株予約権付社債減少額	- 千円	68,055千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動に関する事項

当社は、平成25年12月2日付で、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に対する第三者割当により第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。本社債に係る新株予約権行使等に伴い、当第2四半期累計期間において資本金が34,293千円、資本準備金が34,293千円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が3,335,891千円、資本準備金が3,322,741千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成24年7月1日 至平成24年12月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成25年7月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額	130.51円	42.79円
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	383,241	157,554
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	383,241	157,554
普通株式の期中平均株式数(株)	2,936,490	3,681,670
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第8回新株予約権(平成24年8月10日取締役会決議)	第9回新株予約権(平成25年11月14日取締役会決議) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成25年11月14日取締役会決議)

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月10日

株式会社 キャンパス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 早稲田 宏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鳴原 泰貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社キャンパスの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの第15期事業年度の第2四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成25年7月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社キャンパスの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。